



緑丘中学校 いじめ防止基本方針

校 訓 正義・勉学・友情

教育目標 自ら課題を持ち，共に未来を創造し，
切り拓いていく人間の育成

令和6年4月
珠洲市立緑丘中学校

目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの理解	1～3
	(1) いじめの基本的な考え方	
	(2) 犯罪につながるいじめ	
	(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴	
	(4) いじめの認知について	
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
	(1) いじめの未然防止	3～4
	① いじめを許さない雰囲気づくり	
	② わかる授業づくりの推進と望ましい生活習慣確立への支援	
	③ 自己有用感や自己肯定感の涵養	
	④ 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定	
	(2) いじめの早期発見	4
	① アンケート調査や教育相談の実施	
	② 教師と生徒の信頼関係の構築	
	③ 家庭や地域との連携	
	④ 教職員間の情報共有	
	(3) いじめへの措置	5
	① 組織的な指導体制の確立	
	② 関係機関との連携	
	③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
	(4) 学校・家庭・地域との連携	6
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のために実施する施策	7
	(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）	7～8
	① 目的	
	② 構成	
	③ 役割	
	(2) いじめの防止等の具体的な取組	8～12
	① 授業改善に関わる取組	
	② 道徳教育や人権教育等の充実	
	③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
	④ 生徒会の取組	
	⑤ 情報モラル教育の充実	
	⑥ アンケートや教育相談	

⑦	校内研修の実施	
⑧	小中の連携	
⑨	家庭や地域との連携	
⑩	いじめ対応アドバイザーの活用	
⑪	年間指導計画表	
(3)	いじめ問題に対する校内体制	13
(4)	いじめの早期発見に関する留意事項	14～17
①	学校で分かるいじめ発見のポイント	
②	家庭で分かるいじめ発見のポイント	
(5)	いじめへの対処に関する留意事項	18～20
①	いじめを受けている生徒への対応	
②	いじめを行っている生徒への対応	
③	いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応	
④	いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応	
⑤	周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応	
2	重大事態への対処	20
(1)	重大事態の発生と報告	20
①	重大事態の意味	
②	重大事態の報告	
(2)	重大事態の調査	20～21
(3)	調査結果の提供および報告	21
第3	その他いじめの防止等のための取組に関する事項	
1	学校いじめ防止基本方針の公表	22
2	主な相談機関の案内	22

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人的関係のあるものから、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）を受けたことにより、その生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を示す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかかれたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤ 金品をたかられる。
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- （「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省）

2 いじめの理解

(1) いじめの基本的な考え方

- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」に関しては、多くの児童生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験するものである。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。
- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているものである。また、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）も深く影響している。
- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。



(2) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があります、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを教える。

【学校において生じる可能性がある犯罪行為について（事例）】

- ・ 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする→【暴行】（刑法第 208 条）
 - ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→【傷害】（刑法第 204 条）
 - ・ プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする
- 【暴行】（刑法第 208 条）
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる
- 【強要】（刑法第 223 条）
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る→【強制わいせつ】（刑法第 176 条）
 - ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→【恐喝】（刑法第 249 条）
 - ・ 教科書等の所持品を盗む→【窃盗】（刑法第 235 条）
 - ・ 自転車を故意に破損させる→【器物損壊】（刑法第 261 条）
 - ・ 学校に来たら危害を加えると脅す→【脅迫】（刑法第 222 条）
 - ・ 校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
 - ・ 学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る→【脅迫】（刑法第 222 条）
 - ・ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
- 【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・ 携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する→【児童ポルノ提供等】（児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条）
- （「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」H25. 5. 16 文部科学省）

(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・ 匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・ 情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・ パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。

(4) いじめの認知について

- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応する。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップの下、全ての教職員が取り組む。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。教職員の不適切な認識や言動により、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう細心の注意を払う。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることとなる。

発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画を活用し情報共有を行いつつ、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行うことが必要である。

② わかる授業づくりの推進と望ましい生活習慣確立への支援

生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを行う。さらに道徳教育の充実を図ることで人権意識や思いやりをはぐくむ。

また、通信機器の過度な利用による生活習慣の乱れが学校生活への不適応となることを踏まえ、望ましい生活習慣の確立を促す取り組みを家庭の協力を得て進めていく。

③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、議論することにより、正面から向き合うことのできるよう実践的な取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師と生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、生徒が教職員に相談してくれた場合、教職員は、ほかの業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ問題対策チームに報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協同する体制を構築するなどの必要がある。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。抱え込みからの脱却を図るため、関係機関との連携を積極的に展開する。

(3) いじめへの措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を珠洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやし立てたりしていた生徒にたいする指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

いじめが行われていることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案によっては警察などの関係機関との連携を図ることが必要である。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員はほかの業務に優先して「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って珠洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

(4) 学校・家庭・地域との連携

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、学校と家庭、地域が組織的に連携・協同する体制を構築するなど、社会全体で生徒を見守り、生徒の健やかな成長を促していく。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

いじめ防止対策基本法第22条に基づき、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、中核となる「いじめ問題対策チーム」を置く。

① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、児童生徒支援、教育相談担当、養護教諭、学年主任（学年代表）、スクールカウンセラー（SC）とし、内容や状況に応じて、当該の学級担任や部活動顧問等、必要と思われる教職員を加え構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・ 緑丘中学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・ いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・ 取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・ 授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・ 緑丘中学校いじめ防止基本方針の、全ての教職員に対する周知と啓発
- ・ P D C A サイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・ 各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示等

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・ 緑丘中学校いじめ防止基本方針の生徒や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・ 生徒会が主体となった取組の推進
- ・ 学校におけるいじめ相談窓口の設置と生徒、保護者等への周知
- ・ P T A や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・ 各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・ 相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・ 関係教職員の招集及び役割分担
- ・ 教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーの活用 等

(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、学校研究を踏まえて焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

- ・学期ごとに1週間の「互見ウィーク」を設定し、教職員相互で授業を参観し合う。また、要請訪問を生かし授業における指導力向上を図る。
- ・ペアやグループ学習を積極的に取り入れ、主体的・対話的な学習を通して一人ひとりの学習意欲を喚起する。また、「話し合い活動」を取り入れた学級活動を行う。
- ・生徒が自分の意見や考えを表現する場を設定する。
- ・緑丘中授業スタイルに基づく学習規律の徹底を行う。
- ・初任者研修及びフォローアップ研修等を活用した全職員による研修を行う。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・人権週間に、共通の題材を用いて人権に関わる授業を実施する。
- ・各学年の特性を見極め、内容項目の重点化を図る。
- ・「ふるさとがはぐくむ道徳いしかわ」を積極的に活用する。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・体育祭や文化祭等では、縦割り団（1組団対2組団）を効果的に活用し、上級生と下級生が関わりを持つことにより、縦方向の人間関係をつくる。
- ・生徒が主体となって学校の自治活動に取り組めるように生徒集会などを積極的に活用し、生徒会の活動を充実させる。
- ・望ましい人間関係づくりのために、メンタルトレーニングを行う。

- ・総合的な学習の時間における「SUZU SOZO」の学習を軸に、探究活動や体験活動等を通して自ら主体的に取り組む姿勢を養う。
- ・1年生は、入学時に春の宿泊体験を行い学習指導と同級生間の交流を図る。
- ・清掃の15分間は黙々と働き続ける「黙働清掃」を行い、自ら進んで掃除に取り組む態度を育てる。
- ・ボランティア活動には積極的な参加を働きかけ、新しい自分を発見させる。

④ 生徒会の取組

生徒会が中心となり、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ・「いじめ撲滅集会」の企画・運営。
- ・月ごとにいじめ撲滅のための目標を掲げ、月の生活目標を意識した委員会活動を行うなど、生徒会活動の充実を図る。
- ・「いじめ撲滅スローガン」を募集し掲示する。
- ・生徒会執行部や生活委員だけでなく、部活動や学級を単位にするなど、様々な生徒が関わったあいさつ運動を行う。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・生徒を対象に定期的に生活習慣調査を行い、望ましい生活習慣の確立とともに、情報機器の使用過多とならないように指導する。
- ・生徒を対象に、外部の講師を招き、ネットトラブル防止に向けた講習会を実施する。
- ・年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。
- ・保護者を対象にネットトラブルの未然防止に向けた研修会を実施する。
- ・学校だよりや生徒指導だよりを活用し、生徒や保護者に情報モラルについて発信する。

⑥ アンケートや教育相談

月に1回、各種アンケート調査を実施し、気になる生徒と教育相談を行う。また、全校生徒対象の定期的な教育相談を行うなどして、いじめの実態把握・早期発見に努める。スクールカウンセラーとも連携し、生徒の理解を深める。

【取組】

- ・「いじめに関するアンケート調査」（生活アンケート）を行い、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・「インターネット等利用調査」を活用し、いじめの背景等の実態把握に努める。
- ・各種調査結果をもとに、生徒理解の会を開催し、共通理解を図る。

- ・各種アンケートは、適宜、記名・無記名を判断して行う。
- ・アンケートの結果を受け、気になる生徒との教育相談を行う。また、普段から生徒が自発的に相談できる信頼関係づくりに努め、声かけを行う。
- ・相談週間を設け、定期的な教育相談を実施する。

全校生徒との教育相談（個人面談）を各学期に1回行う。学級担任による相談を主とし、第3回は担任以外（副担任など）も相談に加わる。また、教育相談活動の啓発を6月と11月、2月に行う。

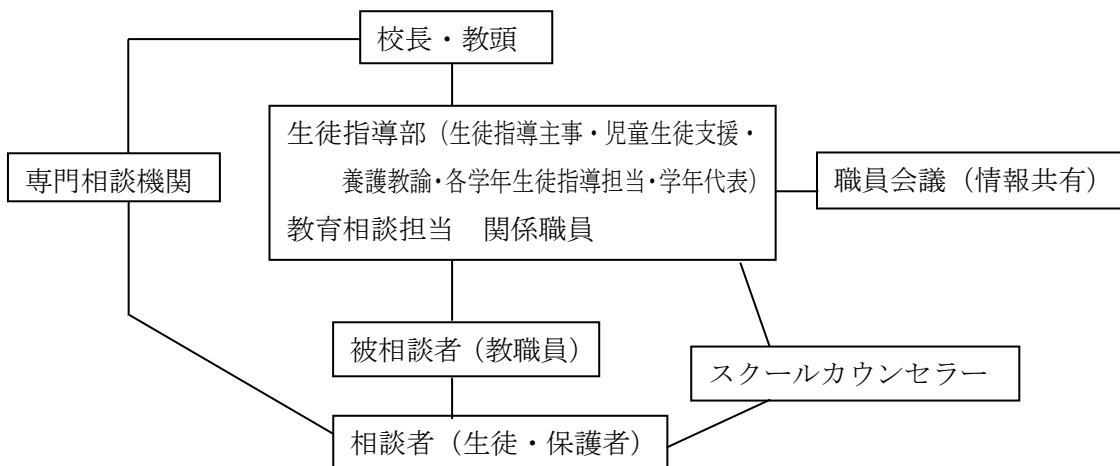
<教育相談の目標>

- ア. 個々の生徒に対して共感的・多面的な生徒理解を図り、信頼関係構築につなげる。
- イ. 課題を抱えている生徒の早期発見・対応の機会とする。
- ウ. 生徒の学校生活における適応力を伸ばすことを支援・援助する。

<教育相談計画>

月	内 容
4	配慮を要する生徒の確認・共通理解，教育相談①，生活アンケート
5	家庭訪問，QUアンケート，メディアアンケート，生活アンケート
6	QUアンケート分析・情報共有，教育相談活動の啓発，生活アンケート
7	保護者懇談①，生活アンケート
8	家庭訪問
9	配慮を要する生徒の確認・共通理解，生活アンケート
10	教育相談②，QUアンケート，生活アンケート
11	QUアンケートの分析・情報共有，教育相談活動の啓発，生活アンケート
12	保護者懇談②，生活アンケート
1	配慮を要する生徒の確認・共通理解，生活アンケート
2	教育相談③，生活アンケート
3	配慮を要する生徒の確認・共通理解，生活アンケート，次年度への申し送り

<教育相談組織図>



⑦ 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・各種調査結果（アンケートやQUテストなど）をもとに、いじめ防止の具体的な取組の検証を行う。
- ・外部の講師を招き、いじめの防止等についての研修を行う。

⑧ 小中の連携

年2回小中連絡会を開催して、「目指す子どもの姿」の共通理解を図り具体策を協議する。また6年生の体験入学（2月）を実施して中学校への意欲を高め、スムーズな移行を図る。

児童生徒支援が定期的に小学校を訪問し、授業の様子を観察したり、情報を聞いたりして実態を把握し、中学校入学時の指導に生かすとともに、9年間の連続性のある指導を行っていく。

⑨ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】

- ・PTA総会で、学校いじめ防止基本方針について、保護者に説明する。
- ・「心の健康アンケート」「いじめに関するアンケート」及び「携帯電話・インターネット等利用調査」の結果について、必要に応じて保護者に提示する。
- ・家庭訪問や保護者懇談において、生徒の状況について情報交換する。

⑩ いじめ対応アドバイザーの活用

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

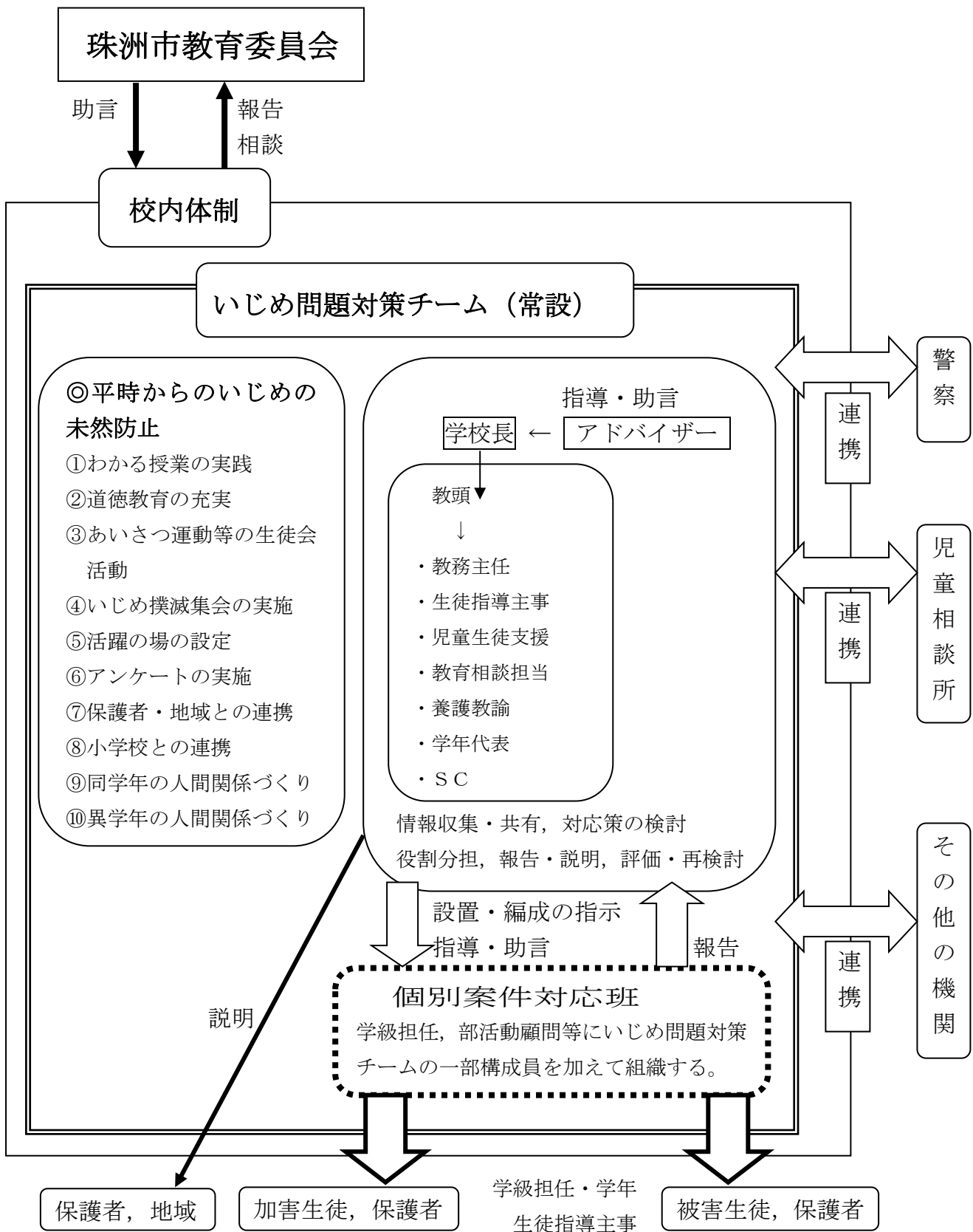
【活用例】

- ・平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
具体的対応策に関する指導・助言
警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- ・いじめ問題に関する研修講師

⑪ 年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組							
		①授業改善に関わる取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④生徒会の取組	⑤情報モラル教育の充実	⑥アンケートや教育相談	⑦校内研修の実施	⑧家庭や地域との連携
4	始業式・入学式 PTA総会	重点の確認 1学期の取組の 共通理解	重点項目の確認 道徳の年間指導 計画表の配付	特別活動の全体 計画・年間計画の 確認	スローガン作成 について見通し を立てる	情報モラル教 育年間指導計 画の確認	教育相談① 生活アンケート (生活習慣・いじめ)		
5						生活習慣調査 メディアアン ケート	家庭訪問 生活アンケート Q Uアンケート	職員会議(学校い じめ防止基本方 針の周知)	学校いじめ防止 基本方針の周知 小中連絡会の開 催
6					いじめ撲滅に関 するスローガン の募集		Q Uアンケート分 析・共有 教育相談活動の啓発 生活アンケート	いじめ対応アド バイザーを迎え た研修会①	
7	終業式 保護者懇談 わくワーク体験	取組の分析・改善 点の明確化	道徳の時間の実 施状況の確認			保護者アンケ ート	生活アンケート 保護者アンケート	校内研修会(各種 調査結果の分析)	
8		2学期の取組の 共通理解					家庭訪問	校内研修会(事例 検討)	家庭訪問
9	始業式 体育祭 修学旅行			体育祭の充実・活 動のふりかえり			生活アンケート		学校評議員会
10							教育相談 生活アンケート Q Uアンケート		
11	文化祭 学校公開 (教育ウイーク)			文化祭の充実・活 動のふりかえり	いじめ撲滅集会 の開催	ネットトラブ ル防止講演会 生活習慣調査	Q Uアンケート分 析・共有 教育相談活動の啓発 生活アンケート	いじめ対応アド バイザーを迎え た研修会②	
12	保護者懇談 終業式	取組の分析・改善 点, 3学期の取組 の共通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実 施状況の確認				生活アンケート 保護者アンケート		
1	始業式 1年スキー宿泊 体験						生活アンケート	校内研修会(各種 調査結果の分析)	学校評議員会 小中連絡会の開 催
2	新入生説明会 新入生体験入学	取組の分析・改善 点の明確化	道徳教育の全体 計画・年間指導計 画の見直し	特別活動の全体 計画・年間計画の 見直し			教育相談 生活アンケート		いじめアンケート 分析結果の提示
3	卒業式 終業式	次年度の重点の 確認	次年度の重点項 目の確認		後期ふりかえり		生活アンケート 新入生の情報共有	校内研修会 (次年度の取組)	入学説明会
通 年		生徒指導の機能 を生かした授業 改善	年間指導計画に 基づく道徳の時 間の実施	児童会・生徒会の 委員会活動の充 実	月目標を意識し た委員会活動 あいさつ運動	年間指導計画 に基づく情報 モラル教育の 実施	アンケート結果の 周知・共通理解		学校だより 保護者への連絡

(3) いじめ問題に対する校内体制



(4) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人ひとりの生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている生徒が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その生徒が配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする

放 課 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る
-------	--	--

○ いじめを行っている生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休 み 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給 食 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清 掃 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の用事に付き合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

<注意しなければならない生徒の様子>

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等，危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記，作文，絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書，教室の壁，掲示物等に落書きがある ○ 教材費，写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反，万引き等の問題行動が目立つようになる

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、生徒の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている生徒が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり，よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり，壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり，体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり，夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり，言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり，おどおどしたりして，落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く，ため息をついたり，涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり，親やきょうだいに反抗したり，八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり，家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。

- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え登校を渋る。
- ・転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増る。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネットを通じて行われるいじめを受けている生徒が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻りにチェックするか、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

◇参考資料 <いじめのサイン発見チェックシート> (政府広報 文部科学省 より)

- | | |
|----------------------|--|
| 登校前 | <input type="checkbox"/> 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
<input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
<input type="checkbox"/> 遅刻や早退がふえた。
<input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。 |
| 下校後 | <input type="checkbox"/> ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
<input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がない。
<input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
<input type="checkbox"/> 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
<input type="checkbox"/> 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。 |
| 夜 | <input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
<input type="checkbox"/> ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
<input type="checkbox"/> 学校や友達の話がへった。
<input type="checkbox"/> 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
<input type="checkbox"/> パソコンやスマホをいつも気にしている。
<input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。 |
| 夜間 | <input type="checkbox"/> 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
<input type="checkbox"/> 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
<input type="checkbox"/> 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
<input type="checkbox"/> 服がよごれていたりやぶれていたりする。 |
| いじめをしている側のサイン | |
| | <input type="checkbox"/> 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
<input type="checkbox"/> 買ったおぼえのない物を持っている。
<input type="checkbox"/> 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。 |

(5) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒への指導も行う。

① いじめを受けている生徒への対応

【学校】

- ・いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った生徒の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている生徒への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。

- ・いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめの「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていることである。
 - いじめに関わる行為が止んでいること
 - 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことなど被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していることを目安とする。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
 - ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。
- ③ いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応
- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
 - ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている生徒を守り通すことを十分伝える。
 - ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
 - ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
 - ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
 - ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。
- ④ いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応
- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
 - ・教師が仲介役になり、いじめを受けた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
 - ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
 - ・いじめを行った生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
 - ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
 - ・生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 心身または財産に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日。しかし、30日には達していないが、当該校への復帰ができないと判断し、転学をした場合も含む。
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家等、第三者を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供および報告

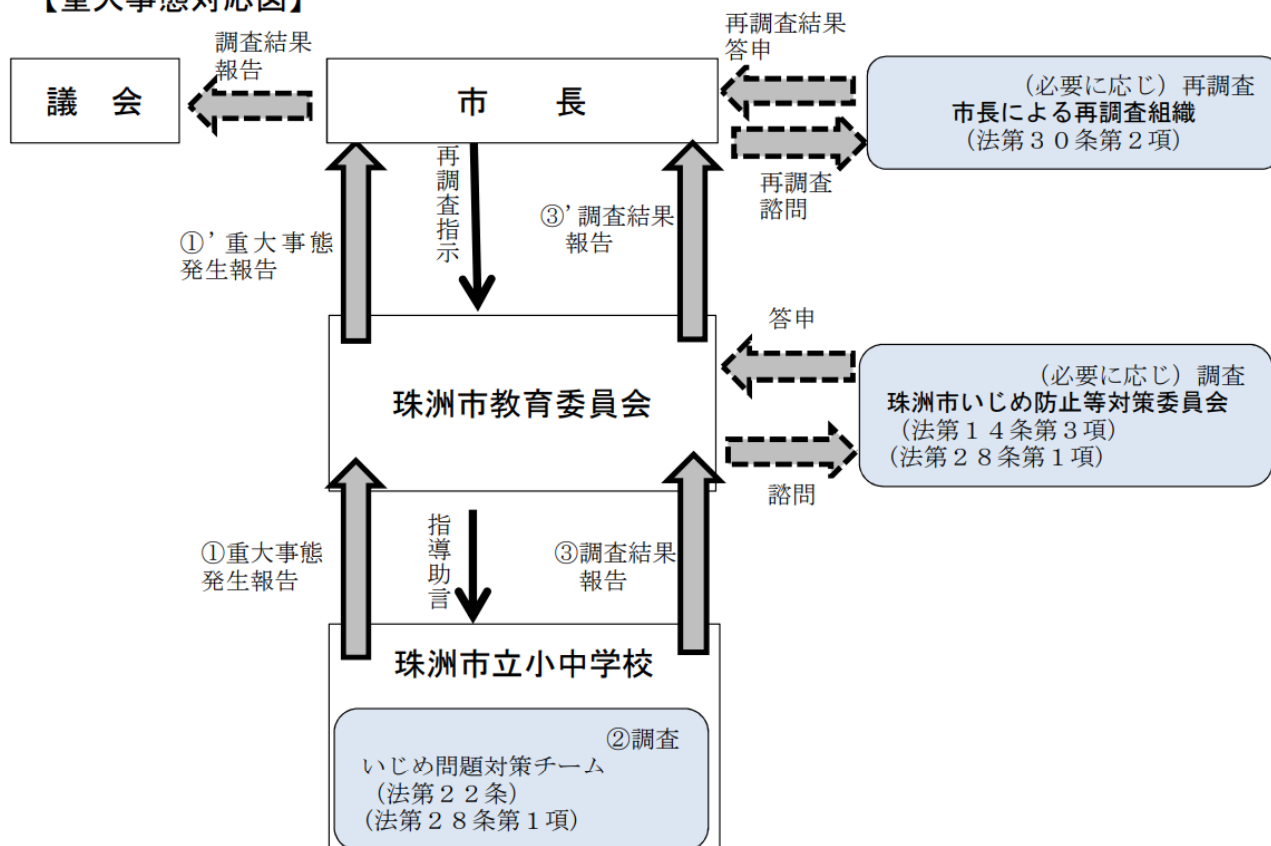
① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて、教育委員会の指導の下、調査を行い、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明をする。

② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告をする。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合、学校は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に終えて教育委員会に送付する。

【重大事態対応図】



第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表するとともに、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

2 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
珠洲市青少年育成センター	0768-82-7826	月～金 8:30～17:00
24時間いじめ相談テレフォン (石川県教育委員会)	076-298-1699 0120-0-78310	24時間受付
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00 祝祭日を除く
石川中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
子どもの人権110番 (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
小立野青少年相談室 (金沢少年鑑別所内)	076-222-4542	月～金 9:00～17:00
いじめ110番 (石川県警少年サポートセンター)	0120-61-7867 076-225-0777	24時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00



緑丘中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月